

2009年2月27日
弁護士 澁谷 展由

NTLO REVIEW

～ 監査役・会計監査人によるガバナンス発揮事例 ～

1. 事案の経過（K社の仮処分申立書の記載に基づきます）

(1) K社の創業者一族経営陣の交代

K社（当時東証二部上場、電気機械器具製造・販売）では、08年6月27日の株主総会において、同社の創業者一族役員の新任議案が、大株主A1社の修正動議により否決されました。A1社は、K社株式を買い集め、08年1月に大株主となっていました。

創業者一族に代わって、同総会において、A1社代表取締役であったS1氏ら3名が取締役として選任されました。さらに、S1氏は同日開催の取締役会でK社の代表取締役に選任されました。

(2) 新代表取締役S1氏の行為

S1氏は代表取締役就任後、K社を代表して、A1社に対し、合計5億500万円の融資を行いました。この融資のうち、A1社は、支払期限が同年9月30日の2億8000万円につき支払を猶予するようK社に申し入れていました(①)。

なお、K社の会計監査人であるB監査法人がこの融資を理由にK社の「四半期決算発表を承認できない」との申入れをしたため、融資額のうち1億7000万円についてはK社に返還されていました。

また、S1氏は、K社を代表して、S2社から、自己と関連の深いA2社製のクレジット携帯端末3000台・1億5000万円分を購入しました。S2社は、K社に対し、この代金の請求をしました(②)。

この取引に関しても、B監査法人が、監査証明の際に法令違反や財務・計算書類の適正性に影響を及ぼすおそれのある事実を発見した場合の会社への通知制度(金融商品取引法193条の3)に基づき、会社に対し、法令違反の是正措置をとるべき旨の通知をしました。

さらに、K社の取締役会は、同年9月30日を基準日として、同年12月5日の臨時株主総会の開催を決議しました(③)。この総会の決議事項には、S1氏と関連の深いA2社の代表取締役であるS3氏を取締役に選任する議案が含まれていました。しかし、11月7日、A1社が保有するK社株式数はゼロとなりました。

これにより、当該臨時総会では、総会開催日の時点で株主でないA1社の意思が反映される可能性が高い総会が開催されることとなりました。

2. 常勤監査役による取締役の違法行為差止仮処分の申立て・東京地裁の判断

このような経緯の中で、K社の常勤監査役のT氏（1971年にK社に入社）は、上記①②のS1氏の行為につき、S1氏の善管注意義務・忠実義務違反などを理由として、違法行為差止の仮処分の申立てをしました。また、③の行為については基準日制度の濫用などを理由として、違法行為差止の仮処分の申立てをしました。

東京地裁は、同年11月26日の決定において、S1氏は、K社を代表して、①A1社への債権の支払期限の猶予をしてはならない、②S2社へ売買代金の支払をしてはならない、との仮処分命令を発令しました。さらに、同年12月3日には、S1氏は、③同年12月5日開催予定の臨時株主総会を開催してはならない、との仮処分命令を発令しました。

3. 本件の注目点

従来、企業買収により企業の経営陣が交代した際に、新経営陣の行為に対して、既存の監査役や会計監査人が異議を唱える場合、「抗議の意味で任期途中で辞任する」というケースが多くありました。

しかし、本件では、会計監査人が、①の融資を理由に四半期決算報告書に適正意見を出さない、②の売買契約を理由に金商法193条の2の法令違反是正措置の通知を出す、などのアクションをとりました。

また、監査役も代表取締役の行為に対し、違法行為差止請求権(会社法385条)を行使しました。

このように、監査役・会計監査人が「抗議の辞任」によらず、法律上認められた権限を積極的に行使してガバナンスを発揮したという点で、本件は画期的な事例であるといえます。